

陳情第7号

2022年5月19日

尾張旭市議会議長様

名古屋市

春の自治体キャラバン

代表

事務局：自治労連

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

コロナ禍において、感染症病床や保健所機能の不足、「密」にならざるを得ない保育所や学童保育の状況などが浮き彫りになりました。この間、政府主導によりコスト削減ばかりを強調して推し進められた行革や合理化の方向性では、地方自治体が住民のいのちと暮らしを守りきることは困難です。格差と貧困がますます拡大する中で、住民生活を支える必要不可欠な仕事として、地方自治体の抜本的な体制拡充が求められます。

しかし政府は、「自治体戦略 2040 構想研究会」報告書において、「スマート自治体」への転換で自治体職員を半減し、広域な圏域単位での行政をスタンダードにすることをめざすとしています。第32次地方制度調査会では、地方団体の強い反発を受け広域連携の法制化は先送りとされましたが、デジタル化の推進が強調されました。さらに答申では新たに広域連携の財政措置について明記され、地制調総会で事実上の財政誘導ではないかと指摘されています。

国に求められるのは、地方自治の実現や大規模災害・新型感染症等への対応に必要な財源を確実に確保し、国の経済対策に基づくケア労働者の処遇改善事業、自治体DX計画など、新たな国の施策に必要な財源を国が責任において確保することです。地方財政の抜本的な拡充こそが必要です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整ではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整であること。
3. 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能を併せもつ制度として充実させること。
4. 基準財政需要額は、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。地方公務員の人員費や人員の削減など「行革努力」を反映する地方交付税の算定や、「トップランナー方式」は廃止すること。
5. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。
6. 新型コロナウイルス感染症への対応や、大規模な災害からの復旧・復興にかかる財源は、地方自治体に負担させず、全額を国が負担すること。
7. 国の経済対策に基づくケア労働者の処遇改善事業やデジタル化の推進など、国の主導による政策に係る財源は全額を国が負担すること。少なくとも基準財政需要額への確実な算入と、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、地方自治体の自主財源による独自施策に影響を及ぼさないこと。



【意見書案⑤】

地方財政の拡充を求める意見書

コロナ禍において、感染症病床や保健所機能の不足、「密」にならざるを得ない保育所や学童保育の状況などが浮き彫りになった。この間、国の主導によりコスト削減ばかりを強調して推し進められた行革や合理化の方向性では、地方公共団体が住民のいのちと暮らしを守りることはできない。格差と貧困がますます拡大する中で、住民生活を支える必要不可欠な仕事として、地方公共団体の抜本的な体制拡充が求められるが、財源不足は依然として深刻である。

しかし国は、「自治体戦略 2040 構想研究会」報告書において、「スマート自治体」への転換で地方公共団体の職員を半減し、広域な圏域単位での行政をスタンダードにすることをめざすとしている。第32次地方制度調査会では、地方団体の強い意見により広域連携の法制化は先送りとされたが、デジタル化の推進が強調された。さらに答申では、新たに広域連携の財政措置について明記され、地制調総会において事実上の財政誘導ではないかと指摘されたところである。

国に求められるのは、地方自治の実現や大規模災害・新型感染症等への対応に必要な財源を確実に確保し、国の経済対策に基づくケア労働者の処遇改善事業、自治体DX計画など新たな国の方策に必要な財源を国の責任において確保することである。地方財政の抜本的な拡充こそが必要である。

よって、○○○議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整ではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整で正すること。
3. 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能を併せもつ制度として充実させること。
4. 基準財政需要額は、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。地方公務員の人員費や人員の削減など「行革努力」を反映する地方交付税の算定や、「トップランナー方式」は廃止すること。
5. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。
6. 新型コロナウイルス感染症への対応や、大規模な災害からの復旧・復興にかかる財源は、地方自治体に負担させず、全額を国が負担すること。
7. 国の経済対策に基づくケア労働者の処遇改善事業やデジタル化の推進など、国の主導による政策に係る財源は全額を国が負担すること。少なくとも基準財政需要額への確実な算入と、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、地方自治体の自主財源による独自施策に影響を及ぼさないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日

内閣総理大臣 宛
財務大臣
総務大臣

○○○議会
議長